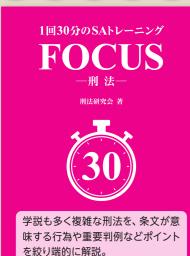


^{読者の声} 判例も多く根拠が明確。要点がまとまっていて見やすい。 毎日30分という指標はコツコツと勉強しやすい。



刑法

- ●A5判 ●440頁
- 定価3.630円 (本体3.300円+税10%) ISBN978-4-8090-1450-5 C3032 ¥3300F

東京法令出版





条文や判例の数がとても多い刑 事訴訟法について、端的に明快に 解説。

東京法令出版

刑事訴訟法

- ●A5判 ●344頁
- 定価2,970円 (本体2,700円+税10%) ISBN978-4-8090-1449-9 C3032 ¥2700F

警察行政法

●A5判 ●216頁

効率よく学べる。

●定価2.090円(本体1.900円+税10%) ISBN978-4-8090-1442-0 C3032 ¥1900F

つい後回しにしがちな警察行政

法も、この一冊で分かりやすく、

1回30分のSAトレーニング

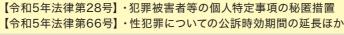


上記書籍の発行以降、次のとおり、刑法及び刑事訴訟法の一部改正がありました。

- ◎刑法の一部改正(令和5年法律第66号)
- ・強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件等の改正

これらの改正のポイントについて、「わかる」だけでなく「解ける」よう、 「特別講義」として弊社ホームページにて解説しています。

昇任試験対策用テキストとしてぜひお役立てください!



◎刑事訴訟法の一部改正



こちら

東京法令出版紫森

〒062-0902 札幌市豊平区豊平2条5丁目1番27号 ☎011(822)8811 FAX(795)6611 〒534-0024 大阪市都島区東野田町1丁目17番12号 ☎06(6355)5226 FAX(6355)5227 〒980-0012仙台市青葉区錦町1丁目1番10号 ☎022(216)5871 FAX(216)5684 〒730-0005広島市中区西白島町11番9号 ☎082(212)0888 FAX(212)0018 〒460-0003 名 古 屋 市 中 区 錦 1 丁 目6番34号 ☎052(218)5552 FAX(218)5554 〒810-0011 福岡市中央区高砂2丁目13番22号 ☎092(533)1588 FAX(533)1590

〒112-0002 東京都文京区小石川5丁目17番3号 [代表] ☎03(5803)3304 FAX03(5803)2560

〒380-8688 長 野 市 南 千 歳 町1005 [営業]☎026(224)5411 FAX026(224)5419 [編集]☎026(224)5412 FAX026(224)5439

お申込みは こちらから インターネットでお申込み

Thttps://www.tokyo-horei.co.ip/

お電話でお申込み

●FAXでお申込み

0120-338-272 0120-338-923

(→最新情報等もホームページをご覧ください。)

(→携帯電話からもお申込みできます。)

- ★ ①「社会的身分」とは、人が社会において占める一時的な地位のことをいい、高齢である。 ことは「社会的身分」には当たらない。
- 🗙 ②鑑定処分許可状の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察職員がしなければならない。
- 🗙 ③心神耗弱は、責任能力が著しく減退しているにすぎないから、その刑を減軽しないこ 責任減少が認められる=限定責任能力者 とも可能である。
- ④承諾なしに行う所持品検査の場合、相手方の服のポケットを外部から触れる行為は、 例外的場合となる。

一般に適法と考えられる。

_________ 触れる行為は、プライバシー侵害の度合いが小さいから。

「合格ラインを確実に狙う

出題必至のポイントを短時間で攻略!

新刊 1回30分のSAトレーニング



東京法令出版

全ての法律の基礎となっている憲法を、 用語説明や判例を踏まえて丁寧に学べる!

- ■憲法
- ■A5判 ■152頁
- 定価1.870円 (本体1.700円+税10%) ISBN978-4-8090-1495-6 C3032 ¥1700E

1回30分のSAトレーニング FOCUSシリーズ



やさしく解説

詳しくは中面へ▶

〇×問題 (答えは裏面)

①「社会的身分」とは、人が社会において占める一時的な地位のことをいい、高齢であるこ

とは「社会的身分」には当たらない。

意識したアプローチ

(FOCUS憲法: Part1 基本的人権 Chapter1 幸福追求権、法の下の平等)

- ②鑑定処分許可状の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察職員がしなければならない。 (FOCUS刑事訴訟法:Part8 鑑定・鑑定留置処分 Chapter1 鑑定)
- ③心神耗弱は、責任能力が著しく減退しているにすぎないから、その刑を減軽しないことも 可能である。

(FOCUS刑法: Part1 総論 Chapter7 責任能力・原因において自由な行為)

④承諾なしに行う所持品検査の場合、相手方の服のポケットを外部から触れる行為は、一般 に適法と考えられる。

(FOCUS警察行政法: Part1 警察官職務執行法 Chapter3 所持品検査)

東京法令出版

条文を読む



精神的自由権

一思想・良心の自由、信教の自由一



関係条文

日本国憲法

関係条文は 冒頭に

00

00

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 (信教の白由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から 特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

問題文のどの語句に 注目すべきかチェック

次は、人身の自由に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法第18条の定める「その意に反する苦役」とは、本人の意思に反して強 制される苦痛を伴う労役をいうところ、非常災害などの緊急時における相当 な範囲内での労役はこれには含まれない。
- (2) 憲法第33条にいう令状は、逮捕の権限を付与する文書のことであり、逮捕 状のほか、勾引状、勾留状も含まれる。
- (3) 憲法第34条にいう「抑留」とは一時的な拘束を意味し、逮捕に伴う留置が これに当たり、「拘禁」とは継続的な拘束を意味し、勾留がこれに当たる。

今回の学習内容をザッと確認します。

解説を読む

憲法は、個人の人格形成に大きく関わる自由権のほか、参 政権 (15条)、社会権 (25条、26条、27条、28条など)、受益 権 (16条、17条、32条、40条など) を保障している。基本的 人権の歴史をみると、まず、自由権 (=国家からの自由) が 保障され、その後、参政権(=国家への自由)が保障された ことで、国家に国民の自由権を尊重させることが可能になっ た。さらに、その後、社会権(=国家による自由)が基本的 人権に加わることで、国民は国家に一定の政策を実施させる ことが可能になった。

他方、受益権は自由権や社会権の保障を確実にするための 権利として位置づけられており、国家に作為を要求する権利 である点で社会権と共通する。

	内 容	人権の種類
自由権	国家からの自由	(精神的自由権) ・思想・良心の自由(19条) ・信教の自由(20条) ・表現の自由(21条) ・学問の自由(23条) (経済的自由権)
		・居住・移転の自由 (22条1項) ・外国移住・国籍離脱の自由 (22条2項) ・職業選択の自由 (22条1項) ・財産権 (29条)

段階を踏んで内容を理解しましょう

の目安も記載!

項目ごとの学習時間

国民が国に対して不 介入を求める権利

国民が国に対して介 入を求める権利

問題を解く上で 知っておくべき内容を 絞って解説!





試験直前の チェックにも〇

- 憲法第15条第1項は、選挙権と被選挙権・立候補の自由を保障している。 【判例A】
- ② 憲法第15条第1項は、国民に主権があり公務員の地位と権限は国民の意思を基 礎とすることを明らかにしているが、公務員を直接選定・罷免する権利を保障し ているわけではない。
- 3 国会議員の選挙など国政に係る参政権は、外国人には認められていない。
- 番法第15条第3項では普通選挙が、第15条第4項では秘密選挙が保障されてい る。
- ⑤ 憲法第25条は生存権を保障しているが、「健康で文化的な最低限度の生活」の具 体的な内容は、経済的・社会的諸状況、一般国民の生活状況によって変わるため、 立法措置については立法府の広い裁量に委ねられている。
- ⑤ 憲法第26条第1項の教育を受ける権利は、学校教育に加えて社会教育も保障し ており、年齢制限はない。
- → 子どもの教育を受ける権利についてその教育の内容を決定する権限は、親、教 師、国それぞれにあると考えられている。
- ③ 憲法第26条第2項前段は、国民はその保護する子女に普通教育を受けさせなけ ればならないとしており、この教育の義務に違反すると学校教育法により罰則が

解答の根拠も

-目で分かる

・
憲法第26条後段における「無償」の範囲は、授業料のみと考えられている。

最低限押さえるべきポイントはここ!



判例を知る



擬律判断にも 使える!

● 憲法第31条は行政手続にも適用され得るか?

(A) 適用され得る

空港の安全確保を目的とした成田新法に基づき空港の規制区域内の小屋の使 用禁止を命じた手続(行政手続)が憲法第31条に反するかどうかが問題となっ た事家。

最大判平 4.7.1

O&A付きで、判例の 憲法第31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続 争点が分かりやすい!

であるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当で はない。しかしながら、一般に、行政手続は刑事手続とその性質において おのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行 政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行 政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分 により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定 されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要と するものではない。

● 憲法第35条は行政手続にも適用され得るか?

平易な書きぶりに。だから分かりやすい。

OX問題で復習

この問題が解ければ、 内容理解はバッチリ!

- (1) 憲法で禁止されている「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的、肉体的苦痛 を内容とする人道上残虐な刑罰をいうが、死刑は「残虐な刑罰」に当たる。
 - (2) 憲法第37条第1項は、被告人の権利として公平な裁判所の迅速な公開裁判 を受ける権利を定めているが、「公平な裁判所」とは、個々の事件につきそ の内容が具体的に公平である裁判所を指す。
 - (3) 勾留を決定した裁判官が第一審を審理することは「公平な裁判所による裁 判」に当たらず、憲法第37条第1項に反する。
 - (4) 憲法第37条第2項における「すべての証人」とは、裁判をするのに必要適 切な証人ではなく、被告人が申請する全ての証人のことを指す。
 - (5) 憲法第37条第2項は公費による証人喚問を保障しているが、有罪判決を受 けた被告人に証人喚問に要した費用を負担させることは許される。
 - (6) 憲法第38条第1項の「自己に不利益な供述」には、犯罪事実や量刑に関す る不利益な供述と、個人の財産や名誉等について不利益となる供述が含まれる
 - (7) 判例によれば、憲法第38条第1項は、実質的に刑事責任追及のための資料 収集に直接結びつく作用を一般的に有する行政手続にも及ぶ。
 - (8) 憲法第38条第2項において、不当に長く抑留・拘禁された後の自白は証拠 能力が否定されるが、「不当に長く」に当たるかどうかは、その犯罪態様の 一切を考慮して判断される。
 - 〔9〕 憲法第38条第3項は、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合 には有罪とされない旨定めているが、公判廷における被告人に対しても強制。 拷問、脅迫があり得るから、公判廷における自白も憲法第38条第3項の「本 人の自白」に含まれる。
 - (10) 補強証拠は自白の真実性を裏付けるに足りるものであればよいから、直接

STEPや判例で確認してみましょう

解答解説

×(1) 憲法で禁止されている「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的、肉体的苦痛を 内容とする人道上残虐な刑罰をいうが、死刑は「残虐な刑罰」に当たる。

×(2) 憲法第37条第1項は、被告人の権利として公平な裁判所の迅速な公開裁判を

受ける権利を定めているが、「公平な裁判所」とは、個々の事件につきその内容 偏頗や不公平のおそれのない

が具体的に公平である裁判所を指す。 組織と構成をもった裁判所

× (3) 勾留を決定した裁判官が第一審を審理することは「公平な裁判所による裁判」

に当たらず、憲法第37条第1項に反する。 憲法37条1項に反しない

× (4) 憲法第37条第2項における「すべての証人」とは、裁判をするのに必要適切 裁判をするのに必要適切な

な証人ではなく、被告人が申請する全ての証人のことを指す。 証人であって、被告人が申請する全ての証人ではない

○ (5) 憲法第37条第2項は公費による証人喚問を保障しているが、有罪判決を受け た被告人に証人喚問に要した費用を負担させることは許される。

こが誤りなのかが一目で分かる解答解説です。

